

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

# 長寿医療制度 後期高齢者医療制度のお知らせ

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入されている方のうち、保険料を年金からお支払いされている方は、8月が本年度3期目のお支払い月です。

また、納入通知書又は口座振替によるお支払いをされている方は、8月31日が第2期分の納期限となっています。

なお、平成20年度の保険料のお支払いが、保険料軽減措置(均等割8.5割軽減、所得割5割軽減)により平成20年8月の年金からのお支払いで終わっていた方は、今年度の保険料のお支払い方法が、以下のとおり年度途中で変わりますので、ご注意ください。



## 【昨年度の8月の年金で20年度保険料のお支払いが終わった方の今年度保険料のお支払い方法】

	<input checked="" type="checkbox"/> : 年金からのお支払い	<input type="checkbox"/> : 口座振替によるお支払い	<input type="checkbox"/> : 納入通知書または口座振替によるお支払い							
お支払い方法	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「年金」からお支払いの方		<input type="checkbox"/> 納付書等	<input type="checkbox"/> 納付書等	<input type="checkbox"/> 納付書等	<input checked="" type="checkbox"/> 年金		<input checked="" type="checkbox"/> 年金		<input checked="" type="checkbox"/> 年金	
	(9月までは納入通知書又は口座振替)				(10月以降は年金からのお支払いとなります)					
「口座振替」でお支払いの方		<input type="checkbox"/> 口座振替	<input type="checkbox"/> 口座振替	<input type="checkbox"/> 口座振替	<input type="checkbox"/> 口座振替	<input type="checkbox"/> 口座振替	<input type="checkbox"/> 口座振替			

※年金の受給額が年額18万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方は、10月以降も納入通知書または口座振替によるお支払いとなります。

## ●保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます。

口座振替への変更をご希望される方は、長寿医療制度担当窓口へお申し出ください。

### ※ご注意いただきたいこと

- ①口座振替へ変更しても、年間の保険料は変わりません。
- ②既に年金からのお支払いから口座振替への変更手続きをされている方は、改めてお申し出いただく必要はありません。
- ③年金からのお支払いなどから口座振替に変更となる時期はお申し出の時期により異なります。
- ④国民健康保険税を口座振替によるお支払いをされていた方も長寿医療制度へ加入された場合は、お手数ですが、再度口座振替の手続きが必要となります。
- ⑤保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者本人以外の口座からお支払いの場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。

●お申し出の際に必要なもの  
**「本人の保険証」**  
**「口座振替の預金通帳と**  
**お届け印」**

## ●「高額医療・高額介護合算療養費制度」について

同じ世帯の加入者(被保険者)の方全員が、1年間に支払われた医療保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、その超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費」として支給します。

区 分	自己負担額の合計 の 基 準 額	
現役並み所得者	67万円(89万円)	
一 般	56万円(75万円)	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円(41万円)
	区分Ⅰ	19万円(25万円)

通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。

なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成21年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16か月間の合計額で計算することもできます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、( )内の金額です。

現役並み所得者:住民税の課税所得が145万円以上ある加入者(被保険者)とその方と同じ世帯にいる加入者(被保険者)の方です。

住民税非課税世帯

区分Ⅱ:世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分Ⅰ:世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます。

- ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
- ・高齢福祉年金を受給されている方

## ● 交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者(加害者)の行為によってけがや病気をしたとき、本来、医療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、損害賠償の都合などにより保険証を使って治療することができます。

かかった医療費は、長寿医療制度が一時的に立て替えて、後で加害者に請求することになります。

◎まずは警察に連絡しましょう

けがの程度が軽くても、必ず警察に連絡し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

◎必ず市町村の窓口にも申請しましょう

保険証、加入者(被保険者)の印鑑、事故証明書をもって、「第三者行為による被害届」の申請をしてください。

お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	電話011-290-5601
	日高町 保健福祉課 介護・保険医療グループ	電話01456-2-5131

## 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間 特設電話相談所開設

平成21年9月6日(日)から9月12日(土)までは、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間です。

札幌法務局と札幌人権擁護委員連合会は、高齢者や傷害のある人々への虐待などの相談について、電話で応じる「高齢者・障害者の人権あんしん相談」特設電話相談所を開設します。人権問題に詳しい人権擁護委員が相談に応じアドバイスをします。

秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

相談時間は、次のとおりです。

9月6日(日)・12日(土) 午前10時00分～午後5時00分

9月7日(月)～11日(金) 午前 8時30分～午後7時00分

相談専用電話 011-700-3540